

リシエス・マネジメント株式会社

反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体との関係を排除し、不当要求に対しては毅然とした態度で企業をあげて対抗するため、ここにその基本方針を定める。

- (1) 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を持たず、また反社会的勢力とは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、判明後速やかに関係を解消する。
- (2) 所管部署を管理本部とし、管理本部長は、反社会的勢力に関する情報収集・管理、不当要求等への対処等について統括する。
- (3) 反社会的勢力排除の体制の強化のため、警察、弁護士等の外部専門機関と随時連携する。
- (4) 役職員の職務遂行上の社外との取引および日常の行動において、反社会的勢力からの不当要求に至らしめることがないように、平素より社内教育、情報共有に努める。
- (5) 反社会的勢力に対する資金や便宜の提供は、絶対に行わない。
- (6) 万一、反社会的勢力や団体による不当要求があった場合は、警察、弁護士等の外部専門機関への連絡・相談し、顧問を加えて対応策を検討する。
- (7) 反社会的勢力からの不当要求には、経営トップ以下、会社組織全体で対応する。
- (8) 反社会的勢力からの不当要求に対応する従業員の安全を確保する。
- (9) 反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。
- (10) この基本方針の改廃はコンプライアンスグループが所管し、取締役会の決裁を経てこれを行う。
- (11) 前項にかかわらず、組織、呼称等の変更あるいは誤字・脱字等に起因する修正など、本基本方針の内容の実質的な変更を伴わない改訂は、コンプライアンスグループの長の決裁でこれを行うことができる。

令和7年2月1日